

板橋区高齢者世帯等家具転倒防止 器具取付費用助成事業のご案内

地震災害の備えとして、寝室・居室等の家具に転倒防止器具（L字型金具等）を取り付けるための費用を一部助成します。

対象世帯

- ① 65歳以上の高齢者のみの世帯
- ② 下記に該当する障がい者のみの世帯
 - ・身体障害者手帳4級以上
 - ・愛の手帳4度以上
 - ・精神障害者保健福祉手帳1級
 - ・難病患者
- ③ ①②の方のみで構成される世帯
- ④ ①②の方と18歳以下の方で構成される世帯

助成できる費用の限度額

- | | |
|-------------|--------|
| (1) 調査費用 | 7,000円 |
| (2) 取付工事費用等 | 6,500円 |
- ※限度額を超えた分は自己負担となります(下記参照)。

助成対象となる設置場所
主たる居室(寝室・居室・台所など)

注意事項

- ※必ず事前に申請が必要です。既に取り付けられた器具、工事代等は助成の対象になりません。
- ※ご自分で用意した器具は取付できません。
- ※テレビや冷蔵庫等、電化製品にL字型金具等の器具を取り付けることはできません。
- ※壁や家具に直接穴を空け、L字型金具等を取り付けます。住居が借家の場合は家屋所有者の承諾書が必要となります。
- ※器具の設置を希望する場所に置いてある荷物等は、工事前に移動して下さい。
- ※調査・取付工事は原則、平日午前9時から午後5時の時間帯に行います。

調査取付工事費用の例

※取付を希望する家具の種類や住宅事情により、固定に最適な器具が異なります。器具の種類や数量によって器具・取付工事費用が異なりますのでご了承ください。

【例1】 寝室の書棚2台を、それぞれL字型金具2個で固定する場合

調査費用 7,000円 + 器具(4個)・取付工事費用 7,500円

+ その他諸経費 1,500円(駐車場代、写真代など) = 16,000円 (自己負担 2,500円)

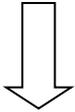
【例2】 居室のタンス1棹を、ワイヤーチェーン1式で固定する場合

調査費用 7,000円 + 器具(一式)・取付工事費用 9,000円

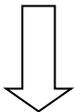
+ その他諸経費 1,500円(駐車場代、写真代など) = 17,500円 (自己負担 4,000円)

取付までの流れ

申請手続き



調査



取付・工事

「高齢者世帯等家具転倒防止器具取付費用助成申請書」(以下申請書)を相談・申請窓口(裏面参照)に提出して下さい。

住居が借家の場合は、申請書と家屋所有者の「承諾書」が必要となります。

家具の状況等を確認するため、区の指定事業者(以下「事業者」)が、日程を調整してご自宅に訪問します。調査時に、工事費用の見積額および工事の説明を受けていただき「家具転倒防止調査終了報告書」に申請者氏名を記入して下さい。

※見積内容が希望に沿わない場合、取付工事は行わず調査のみで終了となります。調査は一度のみです。

区は、事業者からの調査報告を受け、内容を審査し「決定通知書」及び「助成券・履行確認書」をご自宅へ送付します。

再度、事業者が日程を調整し、ご自宅に訪問します。工事終了後、「助成券・履行確認書」と自己負担金を事業者に手渡して下さい。

申請窓口

【1】65歳以上の高齢者のみの世帯の方

窓口名称	所在地	電話番号
長寿社会推進課 高齢者相談係	板橋2-66-1 区役所北館2階15番窓口	3579-2464
おとしより保健福祉センター 管理係	前野町4-16-1	5970-1119

※おとしより相談センターでも手続きできます。

【2】身体障害者手帳4級以上のみの世帯・愛の手帳4度以上のみの世帯・精神障害者1級のみの世帯・難病患者等のみの世帯 上記にあげた世帯の構成員のみの世帯及び18歳以下のお子さんと構成される世帯

窓口名称	所在地	電話番号	FAX
板橋福祉事務所 障がい者支援係	板橋2-66-1 区役所北館 2階⑪	3579-2460	3579-2364
赤塚福祉事務所 障がい者支援係	赤塚6-38-1 赤塚支所 地下1階	3938-5118	3938-5820
志村福祉事務所 障がい者支援係	蓮根2-28-1	3968-2337	3965-0180